



家畜衛生だより



令和6年度第44号(牛) 令和7年3月発行

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協
議会

〒262-0011 千葉市花見川区三角町
656

Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)

Fax: 043-286-0090

(公社)千葉県畜産協会

畜体への破損注射針の残留を防止して、 食肉の安全性を確保しましょう！！

東京都内食肉処理業者が加工・販売した食肉(スジ肉)において、
残留した注射針が消費者の調理中に発見される事例が発生しま
した。

注射針の残留は、食の安全や、畜産物に対する消費者の信頼を損
ない、多額の損害賠償を請求される可能性があります。注射針残
留事故を防ぐために、以下の点に留意して管理を行ってください。

注射針を残留させないために

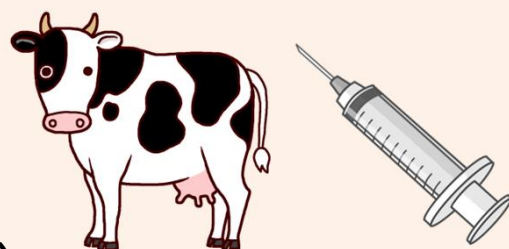
- ・ 投薬・治療等の履歴や欠損・紛失を含む注射針の取り扱いに
ついて記録をとり、在庫本数を把握する。
- ・ 投薬・治療行為は担当獣医師または施術行為者を明確にする。
- ・ 使用後の注射針が折れていないかを確認する。

注射針が残留した場合

- ・ 出荷まで個体と残留部位が判別できるように管理する。
例: タグやスプレーなどで注射針が残留した可能性のある牛および
注射部位のマーキングを行い、併せて記録簿等で管理する。
- ・ と畜場出荷時には「注射針残留の疑いがある牛」であることを
必ず申告してください！

※食肉処理場では金属探知機検査を
行っていますが、注射針の材質や長さ
によっては探知できないものがあります。

※手術治療時の縫合糸も同様のため、残留の
可能性がある箇所にマーキングをしてください。



千葉県中央家畜保健衛生所 TEL 043-250-4141 FAX 043-286-0090

※急性悪性家畜伝染病(口蹄疫等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。